## 三田市手数料条例新旧対照表

第1条~第6条 省略

# 別表(第2条関係)

- (1)~(30)の10 省略
- (30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の18までにおいて「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の19において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

現行

<u>区分</u>	手数料の額
住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円
住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以	80,000円
内のもの	
住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以	113,000円
内のもの	
住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル	172,000円
以内のもの	
住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メート	239,000円
ル以内のもの	
住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メート	334,000円
ル以内のもの	
住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メート	457,000円
<u>ル以内のもの</u>	
住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メー	590,000円
<u>トル以内のもの</u>	
住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円

# 第1条~第6条 省略

# 別表(第2条関係)

- (1)~(30)の10 省略
- (30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

改正案

<u>名称</u>	<u>区分</u>			手数料の額	
低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手	法第53条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物	一戸建ての 住宅(住戸 の数が1の 住宅で、住 宅以外の用	市長が定める機関に より作成された法第 54条第1項第1号に規 定する基準に適合す る新築等計画である	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	7,000円
<u>数料</u>	新集等計 画(以下 この号に おいて 「新集等	全以外の用 途に供する 部分を有し ないものを いう。以下 この号にお	○ 利案寺計画でのる と認める旨の書類 (以下この号において「適合証」という。) が添付されている場	床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	7,500円
	計画」と いう。) の認定の 申請に対	いて同じ。) に係る新築 等計画であ る場合	住宅の品質確保の促 進等に関する法律第 6条第1項に規定する 設計住宅性能評価書	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	9,100円
	する審査		(以下この号において「性能評価書」という。)が添付されている場合	床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	9,600円
			その他の場合	床面積の合計が200平方メー トル未満のもの 床面積の合計が200平方メー	<u>40,000円</u> 45,000円
		<u>建築物(一</u> 戸建ての住	適合証が添付されて いる場合	トル以上のもの         床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		<u>宅であるも</u> のを除く。 <u>以下この号</u>		<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u>	28,000円

1	The second second				
		において同		床面積の合計が2,000平方メ	67,000円
		じ。)の住戸		ートル以上5,000平方メート	51, 555 1
		の部分に係		ル未満のもの	
		る新築等計		<del></del>	104,000円
		画である場		ートル以上10,000平方メー	104,000 1
		<u>合</u>		トル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方	168,000円
				メートル以上25,000平方メ	100,000円
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が25,000平方	000 000
				メートル以上50,000平方メ	238,000円
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が50,000平方	
				メートル以上のもの	373,000円
			性能評価書が添付さ	床面積の合計が300平方メー	
					15,000円
			<u>れている場合</u>	トル未満のもの	
				床面積の合計が300平方メー	30,000円
				トル以上2,000平方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メ	69,000円
				<u>ートル以上5,000平方メート</u>	
				ル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メ	106,000円
				<u>ートル以上10,000平方メー</u>	
				トル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方	170,000円
				メートル以上25,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が25,000平方	240,000円
				メートル以上50,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が50,000平方	375,000円
				メートル以上のもの	
			その他の場合	床面積の合計が300平方メー	77,000円
				トル未満のもの	
				床面積の合計が300平方メー	130,000円
				トル以上2,000平方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メ	228,000円
				<u>ートル以上5,000平方メート</u>	
				<u>ル未満のもの</u>	
				床面積の合計が5,000平方メ	318,000円
				ートル以上10,000平方メー	<del> </del>
				トル未満のもの	
	11 1	ı		1 > > >   Vietled >> O >>	

•				
			床面積の合計が10,000平方	617,000円
			メートル以上25,000平方メ	
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方	1,065,000円
			メートル以上50,000平方メ	
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が50,000平方	1,958,000円
			メートル以上のもの	1,000,000,1
	建築物全体	適合証が添付されて	床面積の合計が300平方メー	12,000円
	に係る新築	いる場合	トル未満のもの	12,000 7
	等計画であ		床面積の合計が300平方メー	28,000円
	る場合(住		トル以上2,000平方メートル	=0,000 3
	宅の用に供		未満のもの	
	する部分		床面積の合計が2,000平方メ	67,000円
	(以下この		ートル以上5,000平方メート	01,000 1
	号において		ル未満のもの	
	「住宅部		床面積の合計が5,000平方メ	104,000円
	分」とい		ートル以上10,000平方メー	101,000 1
	う。) に限		トル未満のもの	
	<u>る。)</u>		床面積の合計が10,000平方	168,000円
			メートル以上25,000平方メ	100,000 1
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方	238,000円
			メートル以上50,000平方メ	200, 00011
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が50,000平方	373,000円
			メートル以上のもの	010,000 1
		その他の場合	床面積の合計が300平方メー	77,000円
			トル未満のもの	11,000 1
			床面積の合計が300平方メー	130,000円
			トル以上2,000平方メートル	130,000 1
			未満のもの	
			床面積の合計が2,000平方メ	228,000円
			ートル以上5,000平方メート	<u>228, 000 🖯</u>
			ル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メ	318,000円
			ートル以上10,000平方メー	310, 000  1
			トル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方	617,000円
			メートル以上25,000平方メ	017,000円
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方	1 065 000
			メートル以上50,000平方メ	1,065,000円
			ートル未満のもの	
1 1	I	Į.	17:21×11=17:2 0 -2	L

	1		
		床面積の合計が50,000平方	1,958,000円
		メートル以上のもの	
建築物全体	適合証が添付されて	床面積の合計が300平方メー	12,000円
に係る新築	<u>いる場合</u>	<u>トル未満のもの</u>	
等計画であ		床面積の合計が300平方メー	35,000円
		トル以上2,000平方メートル	
宅部分以外		未満のもの	
の部分に限		床面積の合計が2,000平方メ	104,000円
<u>る。)</u>		ートル以上5,000平方メート	
		ル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	154,000円
		ートル以上10,000平方メー	101,000 1
		トル未満のもの	
		床面積の合計が10,000平方	201,000円
		メートル以上25,000平方メ	201, 000  1
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が25,000平方	243,000円
		メートル以上50,000平方メ	240,000 1
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方	357,000円
		メートル以上のもの	<u>357,000</u>
	建築物エネルギー消		96,000円
	費性能基準等を定め	トル未満のもの	90,000
	る省令(平成28年経	床面積の合計が300平方メー	162 000⊞
	済産業省令・国土交	トル以上2,000平方メートル	163,000円
	通省令第1号)第1条	未満のもの	
	第1項第1号口に規定	床面積の合計が2,000平方メ	971 000 III
	する基準による場合	ートル以上5,000平方メート	271,000円
	<u> </u>	ル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メ	0.47, 000
		ートル以上10,000平方メー	347,000円
		トル未満のもの	
		床面積の合計が10,000平方	101 000
		メートル以上25,000平方メ	424,000円
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が25,000平方	400 000 FF
		メートル以上50,000平方メ	492,000円
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方	_
		メートル以上のもの	656,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メー	
	て 77世の場合		244,000円
		トル未満のもの	
		床面積の合計が300平方メー	397,000円
		トル以上2,000平方メートル	
		未満のもの	l

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料 (以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。)の 額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における<u>新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料</u>の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)~(イ) 省略

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下第30号の14、第30号の16及び第30号の18におい

			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メート	575,000円
			ル未満のもの	
			床面積の合計が5,000平方メ	703,000円
			ートル以上10,000平方メー	
			トル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方	839,000円
			メートル以上25,000平方メ	
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ	953,000円
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が50,000平方	1,209,000円
			メートル以上のもの	
	低炭素建	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の	新築等計画に係る住戸又は建	築物の変更し
	築物新築	変更の認定の申請に対する審査	ようとする部分の床面積(建築	5物のエネル
	等計画変		ギー使用の効率性その他の性	能を算出する
	更認定申		方法の変更を伴う場合にあつ	ては、変更後
	請手数料		の方法で評価される住戸又は	建築物の部分
			の床面積を含む。以下この号	において同
			じ。)に応じ、低炭素建築物新	築等計画認定
			申請手数料の部に定める金額	に相当する額
	軽微変更	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規	新築等計画に係る住戸又は建	築物の変更し
l	該当証明	則(平成24年国土交通省令第86号。以下この	た部分の床面積に応じ、低炭	素建築物新築
1	申請手数	号において「施行規則」という。)第46条の2	等計画認定申請手数料の部に	定める金額に
۱	<u>料</u>	の規定に基づく新築等計画の変更が施行規	相当する額	
۱		則第44条に規定する軽微な変更に該当する		
1		旨の証明書の交付		

#### 備考

- ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等 計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低 炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場 合における手数料の額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)~(イ) 省略

# て「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請 手数料

<u>区分</u>	手数料の額
住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円
住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内	13,000円
のもの	
住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内	23,000円
<u>のもの</u>	
住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以	50,000円
内のもの	
住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル	70,000円
以内のもの	
住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル	109,000円
以内のもの	
住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メート	174,000円
ル以内のもの	-
住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メート	211,000円
ル以内のもの	
住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	252,000円

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30) の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の 建築物(以下この号から第30号の19までにおいて「建築物」という。)の住 戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のも	40,000円
<u>O</u>	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートルを超え400	80,000円
平方メートル以内のもの	

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が400平方メートルを超え800	113,000円
平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が800平方メートルを超え2,1	172,000円
<u>00平方メートル以内のもの</u>	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が2,100平方メートルを超え	239,000円
4,100平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が4,100平方メートルを超え	334,000円
8, 300平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が8,300平方メートルを超え1	457,000円
6,500平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が16,500平方メートルを超え	590,000円
<u>24,750平方メートル以内のもの</u>	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が24,750平方メートルを超え	716,000円
<u>るもの</u>	

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30) の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

<u>区分</u>	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のも	<u>7,300円</u>
<u>0</u>	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートルを超え400	13,000円
平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が400平方メートルを超え800	23,000円
平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が800平方メートルを超え2,1	50,000円
00平方メートル以内のもの	
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が2,100平方メートルを超え	70,000円
4,100平方メートル以内のもの	

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が4,100平方メートルを超え 8,300平方メートル以内のもの	109,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が8,300平方メートルを超え1 6,500平方メートル以内のもの	174,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が16,500平方メートルを超え 24,750平方メートル以内のもの	211,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	<u>252,000円</u>

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段 その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の17までにおいて 「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	124,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000	208,000円
平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,0	333,000円
00平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,	422,000円
000平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え2	513,000円
5,000平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超える	621,000円
<u>もの</u>	

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計

画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

- (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
- (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

<u>区分</u>	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	13,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000	37,000円
平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,0	109,000円
00平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,	162,000円
000平方メートル以内のもの	-
建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え2	211,000円
5,000平方メートル以内のもの	
建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超える	285,000円
<u>もの</u>	

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 \_ 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及

び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非 住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

<u>区分</u>	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のも	272,000円
<u>O</u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,0	436,000円
00平方メートル以内のもの	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え	631,000円
5,000平方メートル以内のもの	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え1	769,000円
0,000平方メートル以内のもの	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え	915,000円
<u>25,000平方メートル以内のもの</u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超え	1,069,000円
<u>るもの</u>	

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数科の額は、新築等計画に係る 建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、 観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下この号及び次号において「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。
- ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のも	13,000円

<u></u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メ	<u>ートルを超え2,0</u> <u>37,000円</u>
<u>00平方メートル以内のもの</u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方	<u>109,000円</u>
<u>5,000平方メートル以内のもの</u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方	<u>メートルを超え1</u> <u>162,000円</u>
<u>0,000平方メートル以内のもの</u>	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平力	<u>5メートルを超え</u> <u>211,000円</u>
25,000平方メートル以内のもの	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平力	<u>5メートルを超え</u> <u>285,000円</u>
<u>るもの</u>	

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る 建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に 係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の 部分を共用部分とみなして第30号の16の表において算定するものとする。この場合におい て、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は 区分して算定するものとする。
- ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
  - (ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知 手数料の金額に相当する額
  - (イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数 料の金額に相当する額
- (30)の19 新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の13から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。
- (30)の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律 第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律 第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	事務の区分	金額	名称		区分	}	手数料の額
HIL	<u>4: 4/4 : 2 }</u> → /¥	-112. HX	1111	法第12条第1項又		床面積の合計が2,000平方メート	264,000円
			ネルギー	は法第13条第2項	一消費性能基準	ル以上5,000平方メートル未満の	
				の規定に基づく	等を定める省令	<u>もの</u>	
			確保計画	建築物エネルギ	(以下この号にお	床面積の合計が5,000平方メート	339,000円
			に係る適	一消費性能確保	いて「省令」とい	ル以上10,000平方メートル未満	
				計画(以下この号	う。)第1条第1項		
			申請手数	において「確保計	第1号口に規定す	床面積の合計が10,000平方メー	415,000円
			<u>料</u>	画」という。)に	る基準(以下この	トル以上25,000平方メートル未	
				係る建築物エネ	号において「モデ		
				ルギー消費性能	ル建物基準」とい	<u> </u>	482,000円
				適合性判定(以下 この号において	う。)による場合	トル以上50,000平方メートル未	
				「適合性判定」と		満のもの	244.000
				いう。)の申請に		床面積の合計が50,000平方メー トル以上のもの	644,000円
				対する審査	その他の場合	11 9.2 1 0 1	FC2 000 III
				M / O H H	ての他の場合	床面積の合計が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満の	563,000円
						<u>ル以上3,000平万メートル未価の</u> もの	
						<u> </u>	689,000円
						<u>  水面積の合計が5,000平万メート</u>   ル以上10,000平方メートル未満	689,000円
						<u>ル以上10,000年カケードル末個</u> のもの	
						床面積の合計が10,000平方メー	823,000円
						トル以上25,000平方メートル未	020, 000  1
						満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メー	935,000円
						トル以上50,000平方メートル未	
						満のもの	
						<del></del>	1, 187, 000円
						トル以上のもの	
			変更後の	法第12条第2項又	は第13条第3項の	確保計画に係る非住宅部分(法第	238,000円(モデ
			建築物工	規定に基づく変更		11条第1項に規定する非住宅部分	ル建物基準によ
			ネルギー	適合性判定の申請	[に対する審査		る場合にあつて
			消費性能			じ。)の変更しようとする部分(以	は、93,000円)
			確保計画			下この部において「変更部分」と	
			に係る適			いう。)の床面積(エネルギー消費	
			合性判定			性能を算出する方法(以下この号	
			申請手数料			<u>において「算出方法」という。)</u> の変更を伴う場合にあつては、変	
			1 1 1 1 1			更後の算出方法で評価する建築	
						物の床面積を含む。以下この号に	
						おいて同じ。)の合計が300平方メ	
						ートル未満のもの	
						変更部分の床面積の合計が300平	388,000円(モデ
							ル建物基準によ
						ル未満のもの	る場合にあつて
L			'				

ベルギー 肖費性能 引上計画	第1項の 規定に基 づく建築	市長が定 める機関 により作 成された 法第30条	第1項に	住戸の数 が一の住 宅(以下 この号に おいて	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6, 900円
	性能向上 計画(以	第1項第1 号に規定 する <u>建築</u> 物のエネ	の号にお いて「住 宅部分」 という。)	「一戸建 ての住 宅」とい う。)の場	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
		ルギー消	のみを有	合		
	において 「性能向 上計画」	費性能の 向上の一	する建築 物(以下	共同住 宅、長屋		12,000円
	において 「性能」 とい認定 の認 申請に対	費性能の 向上の一 層の促進 のために 誘導すべ	する建築 物(以下 この号に おいて 「住宅建	共同住 宅、長屋 その他 一戸建て の住宅以	トル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	12,000円
	において 「性能」 とい認定 の認 申請に対	費性能の 向上の一 層の促進のために	す物こお「築いに建り、なり、のい住物。のい住物。。 るいにない。 はないにない。 はないにない。 はいにいる はいにいる はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はい	共同住 宅、長屋 その他の 一戸建て	トル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの 床面積の合計が2,000平方メートル ル未満のもの	

								<u>は、158,000円)</u>
						変更		変更部分の床面
						平力	メートル以上のもの	積に応じ、建築物
								エネルギー消費
								性能適合性判定 申請手数料の部
								に定める金額に
								相当する額
		建築物のご				確保	計画に係る非住宅部分の変	238,000円(モデ
	ネルギー			規則(平成			た部分(以下この部において	ル建物基準によ
	消費性能	国土交通行		以下この			(更部分」という。)の床面積 計が300平方メートル未満の	
	軽微変更		_ , , , , , , , , , , , ,	<u>という。)</u> 保計画の変		<u>の</u> 合		<u>は、93,000円)</u>
		が施行規則				ľ	<u>-</u> [部分の床面積の合計が300平	388,000円(モデ
	申請手数	変更に該当	当する旨の	証明書のる	を付		ートル以上2,000平方メート	ル建物基準によ
	<u>料</u>					<u>ル</u> 未	満のもの	る場合にあつて
						亦田	対ハの片子種の入乳が0,000	は、158,000円)
							[部分の床面積の合計が2, 000 「メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物
						<u> </u>	<u>/                                    </u>	エネルギー消費
								性能適合性判定
								申請手数料の部
								に定める金額に
	建筑版で	法第29条	古長が完	<b></b>	在古	つ粉	床面積の合計が200平方メー	相当する額 6,900円
	産業初工		める機関		が一		トル未満のもの	0,900
		規定に基		規定する			17.7141124.2 0 .2	
	向上計画	づく建築			この	号に		
		物エネル			おい			
	手数料	ギー消費性能向上		の号にお いて「住		. —	床面積の合計が200平方メー	7,400円
		計画(以	する基準		宅」		トル以上のもの	
		下この号		という。)	_			
		において	る性能向	のみを有	合			
				する建築			床面積の合計が300平方メー	12,000円
		上計画」という。)	あると認	物(以下この号に	宅、:		トル未満のもの	00.000
		の認定の	書類その		一戸		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル	, , ,
		申請に対		「住宅建			未満のもの	
		する審査	定める書	築物」と	外の	主宅		66,000円
			類が添付	いう。)	(以下		ートル以上5,000平方メート	
			されてい る場合	に係る性 能向上計	の号	こお	ル未満のもの	400.000
			る物百	服用上計 画である			71-MIX - HRIVE - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	103,000円
1	I	l l		1	led IT.	Ц	ートル以上10,000平方メー	

に適合す	場合	等」とい	トル未満のもの	
る性能向			床面積の合計が10,000平方	165,000円
上計画で		合	メートル以上25,000平方メ	100,000,3
あると認			ートル未満のもの	
める旨の			床面積の合計が25,000平方	234,000円
書類又は			メートル以上50,000平方メ	204, 0001 1
市長が定			ートル未満のもの	
める書類			床面積の合計が50,000平方	368,000円
が添付さ				300,000□
れている	<b>计位11</b> 夕	A P A A A	メートル以上のもの 床面積の合計が300平方メー	12,000円
場合	法第11条	仕七部分		12,000円
<i>///</i> ⊔	第1項に		トル未満のもの	22 222
	規定する		床面積の合計が300平方メー	28,000円
	非住宅部		トル以上2,000平方メートル	
	<u>分(以下</u>		未満のもの	
	この号に		床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
	おいて		ートル以上5,000平方メート	
	「非住宅		ル未満のもの	
	部分」と		床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
	いう。)		ートル以上10,000平方メー	
	のみを有		トル未満のもの	
	する建築		床面積の合計が10,000平方	165,000円
	物(以下		メートル以上25,000平方メ	
	この号に		ートル未満のもの	
	おいて		床面積の合計が25,000平方	234,000円
	「非住宅		メートル以上50,000平方メ	=01,000,
	建築物」		ートル未満のもの	
	という。)		床面積の合計が50,000平方	368, 000円
	又は住宅		メートル以上のもの	300,0001
	部分と非	北分少如	床面積の合計が300平方メー	12,000円
	住宅部分			12,000円
	を有する	分	トル未満のもの	05.000
	建築物		床面積の合計が300平方メー	35,000円
	(以下こ		トル以上2,000平方メートル	
	の号にお		未満のもの	
	いて「複		床面積の合計が2,000平方メ	103,000円
	合建築		ートル以上5,000平方メート	
	物」とい		ル未満のもの	
	う。)に係		床面積の合計が5,000平方メ	151,000円
	る性能向		ートル以上10,000平方メー	
	上計画で		トル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方	198,000円
	ある場合		メートル以上25,000平方メ	
			ートル未満のもの	
			床面積の合計が25,000平方	239,000円
			メートル以上50,000平方メ	, -1.
		1		

場合	等」とい	トル未満のもの	
	う。)の場	床面積の合計が10,000平方	165,000円
	合	メートル以上25,000平方メ	
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が25,000平方	234,000円
		メートル以上50,000平方メ	
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方	368,000円
		メートル以上のもの	
	住宅部分	床面積の合計が300平方メー	12,000円
<u>分</u> のみを		トル未満のもの	
有する建		床面積の合計が300平方メー	28,000円
築物(以		トル以上2,000平方メートル	
下この号		未満のもの	
において		床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
「非住宅		ートル以上5,000平方メート	
建築物」		ル未満のもの	
という。)		床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
又は住宅		ートル以上10,000平方メー	
部分と非		トル未満のもの	
住宅部分		床面積の合計が10,000平方	165,000円
を有する 建築物		メートル以上25,000平方メ	
建築物		ートル未満のもの	_
の号にお		床面積の合計が25,000平方	234,000円
いて「複		メートル以上50,000平方メ	
合建築		ートル未満のもの	
物」とい		床面積の合計が50,000平方	368,000円
う。)に係	11. 1)	メートル以上のもの	40.000
る性能向	非住宅部	床面積の合計が300平方メー	12,000円
上計画で	分	トル未満のもの	05 000 H
ある場合		床面積の合計が300平方メー	35,000円
		トル以上2,000平方メートル	
		未満のもの	100.000
		床面積の合計が2,000平方メ	103,000円
		ートル以上5,000平方メート	
		ル未満のもの 床面積の合計が5,000平方メ	151,000円
			151,000円
		トル未満のもの	
		床面積の合計が10,000平方	198,000円
		メートル以上25,000平方メ	130,000 1
		ートル未満のもの	
		床面積の合計が25,000平方	239,000円
		メートル以上50,000平方メ	200,000
		ートル未満のもの	
	l	1 / E / [C] [M] V / D V /	

			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	352,000円
その他の 場合	住宅建築物に係る		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
<i>,,,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	性能向上計画であ	場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	る場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	126, 000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	604, 000 円
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅建 築物又は	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74, 000 F
	複合建築 物に係る 性能向上		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
	計画である場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222, 000 F
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	1, 923, 000円

			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築 物に係る		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
	性能向上 計画であ	場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	る場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ	1, 045, 000円
			ートル未満のもの 床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅建 築物又は	住宅部分		74,000円
	複合建築 物に係る 性能向上		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
	計画であ る場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方 メートル以上25,000平方メ ートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方 メートル以上50,000平方メ ートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方 メートル以上のもの	1,923,000円

11	İ	1	非住宅部	建築物工	床面積の合計が	93,000円
			分		300平方メートル	00,000,1
				消費性能		
				基準等を	床面積の合計が	158,000円
					300平方メートル	
				令(平成	以上2,000平方メ	
				28年経済	ートル未満のも	
				産業省	の	
				令・国土		264,000円
					2,000平方メート	
					ル以上5,000平方	
					メートル未満の	
				において		
				<u>「省令」</u> レいる )	床面積の合計が	339,000円
				<u>という。)</u> 第Q条第1	5,000平方メート	
				<del>第6末</del> 第1 号イ(2)	ル以上10,000平	
				及びロ	方メートル未満     のもの	
				(2)に規	床面積の合計が	415,000円
					10,000平方メー	415,000万
				準による	トル以上25,000	
				場合	平方メートル未	
					満のもの	
					床面積の合計が	482,000円
					25,000平方メー	102, 000, 1
					トル以上50,000	
					平方メートル未	
					満のもの	
					床面積の合計が	644,000円
					50,000平方メー	
					トル以上のもの	
				その他の	床面積の合計が	238,000円
				場合	300平方メートル	
					未満のもの	
					床面積の合計が	388,000円
					300平方メートル	
					以上2,000平方メ	
					ートル未満のも	
					のようなの人もな	500 000 T
					床面積の合計が	563,000円
					2,000平方メート	
					ル以上5,000平方	
					メートル未満の もの	
1 1	1	1	1	1	1 Y) V J	

	分 <u>条</u> イ	令第10 第1号 300平方メートル (2)及 未満のもの	93, 000円
	に ま る ま	ロ(2) 床面積の合計が 規定す 300平方メートル 基準に 以上2,000平方メ る場合 ートル未満のも の	158,000円
3		床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	264,000円
3		床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	339,000円
3		床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未 満のもの	415,000円
3		床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未 満のもの	482,000円
3		床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	644, 000円
3	その 場合	の他の 床面積の合計が	238, 000円
3		床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	388,000円
		床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	563,000円
		床面積の合計が	689,000円

	する審査	第1項の規定	ぎに基づく	性能向上請	_	5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの 床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル大 満面積の合計が 25,000平方メートルメートルメートルメートルメーの 下面積の合計が 50,000平方メートルステートルステートル以上のもの 下面積であるのである。 下面であるのである。 下面であるのである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	823,000円 935,000円 1,187,000円 1,187,000円 性能る住宅建築物と面物工の は主建築物と面物性定部に水上手数る金額 1,187,000円 性係る住宅建築物と面物工の はず上半数であるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	建ネ消向変申料と連ネ消向軽該申料を対す性計認手を対する。	する審査 施行規則!	第29条の規	記定に基づく	く性能向上	5,000平方メール以上10,000 方メートル末 のもの 床面積の合計メートル 満面積の合計メートル 満面積の合計メートル 満面積の合計メートル 満のもでである。 下が以上のの 下が以上のの ででででででである。 下が地でのででは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは	平満   が一00未   が一の   大   が一の   大   が一の   大   が一の   大   大   大   大   大   大   大   大   大	823,000円  935,000円  1,187,000円  1,187,000円  1,187,000円  性係更部応ル向請定当  性係更部応ル向請定当  性係更面物費認の額  性係更面物費認の額  性係更面物費認の額  性係更面物費認の額  性係更面物費認の額
ネルギー	法第36条 第1項の 規定に基	める機関	物に係る	の住宅の	トル未満の	↑計が200平方メー ○もの ↑計が200平方メー	6,900円	ネルギー	第1項の	める機関	住宅建築 物に係る 基準適合	の住宅の	床面積の合計が200平方 トル未満のもの 床面積の合計が200平方		6,900円
基準適合	規定に基 づく建築 物エネル	成された	認定申請	場合 共同住宅	トル以上の		7,400円		づく建築	成された	認定申請		床面積の合計が200平方 トル以上のもの 床面積の合計が300平方		7,400円
手数料	ギー消費性能基準	第3号に	合	等の場合	トル未満の		12,000円	手数料	ギー消費		合	等の場合	床面積の合計が300平方 トル未満のもの 床面積の合計が300平方		28,000円
1 '	ı l	ļ		·	1-1-pm 120	1 24 2	_0,000,1	'		I	I		AN - HH 17		,, 1

. —	建築物工			トル以上2,000平方メートル	
ている旨	-			未満のもの	
の認定の	消費性能			床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
申請(以	基準に適			ートル以上5,000平方メート	
下この号	合する建			ル未満のもの	
において	築物であ			床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
「基準適	ると認め			ートル以上10,000平方メー	
合認定申	る旨の書			トル未満のもの	
請」とい	類又は市			床面積の合計が10,000平方	165,000円
う。)に対	長が定め			メートル以上25,000平方メ	, , , ,
する審査	る書類が			ートル未満のもの	
	添付され			床面積の合計が25,000平方	234,000円
	ている場			メートル以上50,000平方メ	201, 000  1
	合			ートル未満のもの	
				床面積の合計が50,000平方	368,000円
				メートル以上のもの	300, 000  1
		北什字母	住宅部分		12,000円
		築物又は	压七即刀		12,000
		架物文は複合建築		トル未満のもの	00.000
				床面積の合計が300平方メー	28,000円
		物に係る		トル以上2,000平方メートル	
		基準適合		未満のもの	
		認定申請		床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
		である場		ートル以上5,000平方メート	
		合		ル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
				ートル以上10,000平方メー	
				トル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方	165,000円
				メートル以上25,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が25,000平方	234,000円
				メートル以上50,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が50,000平方	368,000円
				メートル以上のもの	,, -
			非住宅部		12,000円
			分	トル未満のもの	12,000 1
			),	床面積の合計が300平方メー	35,000円
				トル以上2,000平方メートル	33, 000 1
				未満のもの	
					102 000
				床面積の合計が2,000平方メ	103,000円
				ートル以上5,000平方メート	
				ル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メ	151,000円
	]			ートル以上10,000平方メー	

した安人工	7.4 / Mar -	ı	ı		
	建築物工 ネルギー			トル以上2,000平方メートル	
	消費性能			未満のもの	66,000円
申請(以	再賃性能 基準に適			床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
	金単に過合する建			ートル以上5,000平方メート ル未満のもの	
	築物であ			床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
	ると認め				103,000円
	る旨の書				
	類又は市			トル未満のもの 床面積の合計が10,000平方	165,000円
–	長が定め			メートル以上25,000平方	165,000円
	る書類が			ートル未満のもの	
) он н	添付され			床面積の合計が25,000平方	234,000円
	ている場				234,000円
	合			メートル以上50,000平方メ	
	Ц			ートル未満のもの	000 000
				床面積の合計が50,000平方	368,000円
		-11-12-1 <del>2-12-</del> 7 <del>4</del> -	A chan /\	メートル以上のもの	10.000
			住宅部分	床面積の合計が300平方メー	12,000円
		築物又は		トル未満のもの	
		複合建築		床面積の合計が300平方メー	28,000円
		物に係る		トル以上2,000平方メートル	
		基準適合		未満のもの	
		認定申請		床面積の合計が2,000平方メ	66,000円
		である場へ		ートル以上5,000平方メート	
		合		ル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メ	103,000円
				ートル以上10,000平方メー	
				トル未満のもの	
				床面積の合計が10,000平方	165,000円
				メートル以上25,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が25,000平方	234,000円
				メートル以上50,000平方メ	
				ートル未満のもの	
				床面積の合計が50,000平方	368,000円
				メートル以上のもの	
			非住宅部	床面積の合計が300平方メー	12,000円
			分	トル未満のもの	
				床面積の合計が300平方メー	35,000円
				トル以上2,000平方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メ	103,000円
				ートル以上5,000平方メート	
				ル未満のもの	
				床面積の合計が5,000平方メ	151,000円
				ートル以上10,000平方メー	101, 000, 1
ı	1			17. 公土10,000 1 757	

1			トル未満の	のもの	
				合計が10,000平方	198,000円
			メートル	以上25,000平方メ	
			ートル未済	満のもの	
			床面積の	合計が25,000平方	239,000円
			メートル	以上50,000平方メ	
			ートル未済	満のもの	
			床面積の	合計が50,000平方	352,000円
İ			メートル	以上のもの	
その他の	住宅建築	一戸建て	省令第1	床面積の合計が	20,000円
場合	物に係る	の住宅の	条第1項	200平方メートル	
	基準適合	場合	第2号イ	未満のもの	
	認定申請		(2)及び	床面積の合計が	22,000円
	である場		ロ(2)に	200平方メートル	
	合		規定する	以上のもの	
			基準(以		
			下この号		
			において		
			「仕様基		
			準」とい		
			う。)によ		
			る場合		
			その他の	床面積の合計が	37,000円
			場合	200平方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合計が	42,000円
				200平方メートル	
		# <b>= 0 =</b>	A 12 12	以上のもの	
			全住戸が		37,000円
		等の場合		300平方メートル	
			による場	未満のもの	
			合	床面積の合計が	66,000円
				300平方メートル	
				以上2,000平方メ	
				ートル未満のも	
				のようなの人もな	100 000
				床面積の合計が	126,000円
				2,000平方メート ル以上5,000平方	
				メートル未満の	
				もの	
					181,000円
				床面積の合計が 5,000平方メート	181,000円
				5,000平万メートル以上10,000平	
			j	方メートル未満	

		ĺ	トル未満の	のもの	
			床面積の	合計が10,000平方	198,000円
				以上25,000平方メ	
			ートル未済	満のもの	
				合計が25,000平方	239,000円
				以上50,000平方メ	
			ートル未済		
				合計が50,000平方	352,000円
				以上のもの	002, 000  1
その他の	<b>社字建筑</b>	一戸建て		床面積の合計が	20,000円
場合	物に係る	,	条第1項	200平方メートル	20,000[]
<i>m</i> 口	基準適合	場合	第2号イ	未満のもの	
	一本中過日 認定申請	勿口	<del>第2</del> 57 (2)及び		22 000
	である場		(2)及い ロ(2)に	床面積の合計が	22,000円
			規定する	200平方メートル	
	合			以上のもの	
			基準(以		
			下この号		
			において		
			「仕様基		
			準」とい		
			う。)によ		
			る場合		
			その他の	床面積の合計が	37,000円
			場合	200平方メートル	
				未満のもの	
				床面積の合計が	42,000円
				200平方メートル	
				以上のもの	
		共同住宅	全住戸が	床面積の合計が	37,000円
		等の場合	仕様基準	300平方メートル	
			による場	未満のもの	
			合	床面積の合計が	66,000円
				300平方メートル	
				以上2,000平方メ	
				ートル未満のも	
				の	
				床面積の合計が	126,000円
				2,000平方メート	,
				ル以上5,000平方	
				メートル未満の	
				もの	
				床面積の合計が	181,000円
				5,000平方メート	101,000
				5,000平ガメート ル以上10,000平	
				- /	
	l		]	方メートル未満	

11	1 1			のもの	
				床面積の合計が	328,000円
				10,000平方メー	, , , ,
				トル以上25,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が	533,000円
				25,000平方メー	,, -
				トル以上50,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が	940,000円
				50,000平方メー	0 10, 000, 3
				トル以上のもの	
			その他の	床面積の合計が	74,000円
			場合	300平方メートル	. 1,
				未満のもの	
				床面積の合計が	126,000円
				300平方メートル	120,000,3
				以上2,000平方メ	
				ートル未満のも	
				0	
				床面積の合計が	222,000円
				2,000平方メート	, , , ,
				ル以上5,000平方	
				メートル未満の	
				もの	
				床面積の合計が	310,000円
				5,000平方メート	
				ル以上10,000平	
				方メートル未満	
				のもの	
				床面積の合計が	604,000円
				10,000平方メー	
				トル以上25,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が	1,045,000円
				25,000平方メー	
				トル以上50,000	
				平方メートル未	
				満のもの	
				床面積の合計が	1,923,000円
				50,000平方メー	
				トル以上のもの	

			のもの	
			床面積の合計が	328,000円
			10,000平方メー	
			トル以上25,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	533,000円
			25,000平方メー	
			トル以上50,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	940,000円
			50,000平方メー	
			トル以上のもの	
		その他の		74,000円
		場合	300平方メートル	
			未満のもの	
			床面積の合計が	126,000円
			300平方メートル	
			以上2,000平方メ	
			ートル未満のも	
			0	
			床面積の合計が	222,000円
			2,000平方メート	
			ル以上5,000平方	
			メートル未満の	
			もの	
			床面積の合計が	310,000円
			5,000平方メート	
			ル以上10,000平	
			方メートル未満	
			のもの	
			床面積の合計が	604,000円
			10,000平方メー	
			トル以上25,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	1,045,000円
			25,000平方メー	
			トル以上50,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	1,923,000円
			50,000平方メー	
П			トル以上のもの	

	1			1
	住宅部分		床面積の合計が	37,000円
築物又は		仕様基準		
複合建築		による場		
物に係る		合	床面積の合計が	66,000円
基準適合			300平方メートル	
認定申請			以上2,000平方メ	
である場へ			ートル未満のも	
合			の	100 000 H
			床面積の合計が	126,000円
			2,000平方メート	
			ル以上5,000平方	
			メートル未満の	
			もの	101 000
			床面積の合計が	181,000円
			5,000平方メート	
			ル以上10,000平	
			方メートル未満	
			のもの	000 000
			床面積の合計が	328,000円
			10,000平方メー	
			トル以上25,000	
			平方メートル未	
			満のもの	500 000H
			床面積の合計が	533,000円
			25,000平方メー	
			トル以上50,000	
			平方メートル未 満のもの	
			床面積の合計が	040,000
				940,000円
			50,000平方メー	
		その他の	トル以上のもの	74 000 M
		場合	床面積の合計が 300平方メートル	74,000円
		勿口		
			未満のもの 床面積の合計が	196 000⊞
			300平方メートル	126,000円
			以上2,000平方メ	
			ートル未満のも	
			の	
			床面積の合計が	222,000円
			2,000平方メート	222,000円
			ル以上5,000平方	
			メートル未満の	
			もの	910 000
	l		床面積の合計が	310,000円

非住宅建	住宅部分	全住戸が	床面積の合計が	37,000円
築物又は			300平方メートル	·
複合建築		による場	未満のもの	
物に係る		合	床面積の合計が	66,000円
基準適合			300平方メートル	
認定申請			以上2,000平方メ	
である場			ートル未満のも	
合			の	
			床面積の合計が	126,000円
			2,000平方メート	
			ル以上5,000平方	
			メートル未満の	
			もの	
			床面積の合計が	181,000円
			5,000平方メート	
			ル以上10,000平	
			方メートル未満	
			のもの	
			床面積の合計が	328,000円
			10,000平方メー	
			トル以上25,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	533,000円
			25,000平方メー	·
			トル以上50,000	
			平方メートル未	
			満のもの	
			床面積の合計が	940,000円
			50,000平方メー	·
			トル以上のもの	
		その他の	床面積の合計が	74,000円
		場合	300平方メートル	, , , , ,
			未満のもの	
			床面積の合計が	126,000円
			300平方メートル	, , , , ,
			以上2,000平方メ	
			ートル未満のも	
			0	
			床面積の合計が	222,000円
			2,000平方メート	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			ル以上5,000平方	
			メートル未満の	
			もの	
			床面積の合計が	310,000円
1			∞т-шлм-> П п м	010,00011

			5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの 床面積の合計が	604, 000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が25,000平方メート	1,045,000円
			トル以上50,000 平方メートル未 満のもの 床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1, 923, 000円
	非住宅行分	第 <u>省令第1</u> <u>条第1項</u> 第1号口	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	93, 000円
		に規定さ れる基準 による場 合	床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	158,000円
			床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	264, 000円
			床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	339,000円
			床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	415,000円
			床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未	482,000円

		5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	604,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1, 923, 000円
非住宅部分	モデル建 物基準に よる場合	床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	93,000円
		床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のも の	158,000円
		床面積の合計が 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満の もの	264,000円
		床面積の合計が 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの	339,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの	415,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未	482,000円

	満のもの	
	床面積の合計が	644,000円
	50,000平方メー	
	トル以上のもの	
その他の	床面積の合計が	238,000円
場合	300平方メートル	
	未満のもの	
	床面積の合計が	388,000円
	300平方メートル	
	以上2,000平方メ	
	ートル未満のも	
	0)	
	床面積の合計が	563,000円
	2,000平方メート	
	ル以上5,000平方	
	メートル未満の	
	もの	
	床面積の合計が	689,000円
	5,000平方メート	
	ル以上10,000平	
	方メートル未満	
	のもの	
	床面積の合計が	823,000円
	10,000平方メー	
	トル以上25,000	
	平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が	935,000円
	25,000平方メー	
	トル以上50,000	
	平方メートル未	
	満のもの	
	床面積の合計が	1, 187, 000円
	50,000平方メー	
	トル以上のもの	

備考 省略

(31)~(69) 省略

			238,000円
	場合	300平方メートル	
		未満のもの	
		床面積の合計が	388,000円
		300平方メートル	
		以上2,000平方メ	
		ートル未満のも	
		の	
		床面積の合計が	563,000円
		2,000平方メート	
		ル以上5,000平方	
		メートル未満の	
		もの	
		床面積の合計が	689,000円
		5,000平方メート	
		ル以上10,000平	
		方メートル未満	
		のもの	
		床面積の合計が	823,000円
		10,000平方メー	
		トル以上25,000	
		平方メートル未	
		満のもの	
		床面積の合計が	935, 000円
		25,000平方メー	
		トル以上50,000	
		平方メートル未	
		満のもの	
		床面積の合計が	1, 187, 000円
		50,000平方メー	
1 1		トル以上のもの	

満のもの 床面積の合計が

その他の 床面積の合計が

50,000平方メー トル以上のもの 644,000円

238,000円

(31)~(69) 省略

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規 定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。) が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完 了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完 了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に 掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

	区分	手数料の額
	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の	85,000円
	<u>もの</u>	
	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の	134,000円
	<u>もの</u>	
	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	169,000円
	<u>のもの</u>	
	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	211,000円
	<u>のもの</u>	
	非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	296,000円
以下省略	以下省略	